

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 11 回

農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 15 日

令和 6 年度 第 11 回横手市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 58 号 農用地利用集積計画の審議について
5. 議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第 60 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
7. 報告第 15 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1		欠	13	高 田 恵 律 子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	15	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	16	佐 藤 吉 治	出
5		欠	17	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	18	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	19	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	20	丹 波 賢 太 郎	出
9	佐 藤 勇	出	21		欠
10	小笠原 夏 子	出	22	木 村 由美子	出
11	新 山 武	出	23	堀 江 一 彦	出
12	千 田 誠 治	出	24	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

1番 佐 藤 保
5番 佐々木 一 誠
21番 武 藤 吉 喜

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局		
雄物川地域局	農委事務局主査	菊 谷 仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は21名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第11回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 22番 木村由美子 委員 2番 佐々木由紀子 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は18件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「2番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、農業廃止のため、近隣の耕作者が農地を買い入れるものです。 「2番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。 「3番」は、平鹿地域局管内からの申請です。経営縮小のため、知人へ農地を贈与するものです。 「4番」から「8番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「4番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「6番」は、農業廃止のため、親族へ農地を贈与するものです。 「7番」、「8番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。議案書4ページをご覧ください。 「9番」から「10番」は、大森地域局管内からの申請です。いずれも、買受により経営規模の拡大をするものです。 「11番」から「15番」は、十文字地域局管内からの申請です。 「11番」は、農業廃止のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。 「12番」は、経営縮小のため、知人へ農地を売却するものです。議案書5ページをご覧ください。 「13番」は、労力不足のため、知人へ農地を売却するものです。 「14番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「15番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。 「16番」から「18番」は、大雄地域局管内からの申請です。

	「16 番」は、経営縮小のため、親族へ農地を贈与するものです。議案書 6 ページをご覧ください。 「17 番」、「18 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号「1 番」から「18 番」に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 56 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 56 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開きください。申請件数は 1 件で、横手地域局管内からのものになります。それでは説明いたします。 農地区分です。申請地は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。 事業概要です。申請人夫婦は、現在アパート住まいをしておりますが、実家近くでの住宅の新築を計画し、宅地を探しておりました。しかし適地を見つけることができず、申請地は自己所有地であり、また、実家の敷地内の土地であることから、農地でありますやむなく選定したものです。 土地概要です。申請地は「 地区交流センター」から南東約 1 km にある農地で、地目は登記、現況とも一筆は「田」、一筆は「畑」となっています。隣接地の状況は、西側は畑、北側及び南側は宅地、東側は市道、となっています。 資金計画です。全額借入資金での対応であり、金融機関の融資証明書

	により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は自然流下させる計画です。 被害防除については、緩衝地を設け、建物の高さを加減する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、乗り入れに関して、道路法第 24 条による承認見込みです。 申請地は「第 2 種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、12 月 25 日、高橋馨委員、石山俊彦委員と事務局で実施しております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 57 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 57 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 58 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 相対による利用権設定になります。 議案書 12 ページの「整理番号 1 番」から議案書 17 ページの「整理番号 50 番」までの 50 件は、再設定が 18 件、新規設定が 32 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 1 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。 次に、利用権の移転になります。 議案書 18 ページの「整理番号 51 番」の 1 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権

	利を移転するものとなっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 57 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 58 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。 はじめに、「整理番号 88 番」は、議席番号 23 番 堀江一彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 23 番 堀江一彦委員 一時退席)
議長	「整理番号 88 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 議案書 32 ページの「整理番号 88 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 88 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 88 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 23 番 堀江一彦委員 着席)
議長	次に、「整理番号 113 番」は、議席番号 6 番 千葉肇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 6 番 千葉肇委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 113 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 35 ページの「整理番号 113 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 113 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 113 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 6 番 千葉肇委員 着席)

議長	次に、「整理番号 125 番」は、議席番号 14 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 14 番 近江清廣委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 125 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 36 ページの「整理番号 125 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 125 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 125 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 14 番 近江清廣委員 着席)
議長	次に、「整理番号 133 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 133 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利移転になります。

	議案書 37 ページの「整理番号 133 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 133 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 133 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 142 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 22 ページの「整理番号 1 番」から「整理番号 9 番」の 9 件は、令和 7 年 2 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 3 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 23 ページの「整理番号 10 番」の 1 件は、令和 7 年 2 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 24 ページの「整理番号 11 番」から、議案書 36 ページの「整理番号 124 番」の 110 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 59 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。 現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間に

	ついて、同一条件で利用権を移転するものです。議事参与の制限の案件を除く、議案書 37 ページの「整理番号 126 番」から議案書 38 ページの「整理番号 142 番」の 16 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 3 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 142 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1 番」から「整理番号 142 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 59 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。 (暫時休憩) 【農業振興課職員入場 着席】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 6、「議案第 60 号 横手市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課	議案第 60 号別紙によりご説明いたします。 今回の変更申出は、10 月 11 日までに受付した農振除外案件 7 件となっております。申出のあった 7 件について、現地調査を 11 月 14 日に実

施し、市関係部局及び農業委員会事務局との協議の場であります土地利用調整会議を11月26日に実施しております。また、12月19日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、申出案件について、「農振法第13条第2項の要件で審査したものであり除外を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。

それでは、各案件について説明いたします。

「申出1」は、4,054 m²の除外です。

申出者は、近隣にある■■■■や小中学校、商業施設の就業者より入居を希望する声が多数あることから、需要にこたえられるよう当該地に特定建築条件付売買予定地として、12区画の分譲地の新設を計画しているものです。周辺の土地利用状況は住宅化が進んでおり、東側隣接地においても集合住宅が建設中であることから、申出地は適地と考えております。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出2」は、2,970 m²の除外です。

申出者は、申出地に隣接する資材置場を仮設プレハブ、盛土材、建設重機などの建設関連資材の保管場所として利用しております。また、冬季には近隣ホテルの堆雪場として提供しています。近年の事業拡大により既存の資材置場が手狭となっているため、敷地を拡大する計画であります。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出3」は、81 m²の除外です。

申出者は、申出地近くに自宅がありますが、駐車スペースが不足している状態です。周辺の既存宅地等を探しましたが、自宅から離れていることや県道を横断する必要があることから、当該地に駐車場を整備する計画であります。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、申出者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるべきものであります。また、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出4」は、2,769 m²の除外です。

申出者は、平成28年から市内で■■■■を営業しておりますが、旧施設を利用しているため、施設の老朽化が進んでいる現状です。また階段を上った箇所位置しているなど利便性が悪いため、施設の移転を計画しております。加えて、利用者から■■■■建設の要望が多いため、そちらの施設も建設し、■■■■事業の推進を行いたい考えであります。利用者

の大半は市外からであるため IC 付近で複数の候補地を検討しましたが、中央分離帯により出入りが不便なことや、鉄塔による土地利用上の制約があること、所有者と条件面で折り合いがつかないことなどから当該地へ移転する計画であります。当該地は、高速インターチェンジから 300 m 以内に位置し、第 3 種農地と見込まれます。農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 5」は、4,278 m²の除外です。

申出者は、■■■■地区ほ場整備事業を実施するにあたり、平成 26 年に対象区域の農振編入申出を行いました。申出地の土地所有者は今回の申出地を事業実施区域に含めないことを条件にほ場整備事業へ同意する意向であったため、本来であれば、平成 26 年の編入申出の際に対象地を除いて申請すべきところでしたが、誤って含めて申請していたことで、現在、申出地は農振農用地区域に含まれている状態です。事業実施サイドの申請の際の錯誤により、編入となっているため、申出地を本来の除外された状態に戻す計画であります。

当該地は、ほ場整備事業からは除外され、工事等はされず従前のままの状態となっており、地目も雑種地となっているため、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 6」は、368 m²の除外です。

申出者は、■■■■の建設を行っているが、敷地北側に位置する今回の申出地が事業地に入っていないために、狭く使い勝手が悪くなると考えております。申出地を取得することで敷地が整形となり利用しやすくなるため、通路および冬季降雪期は雪寄せ場として使用したい計画であります。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、隣接する施設と一体して同じ事業のために使用するものであり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 7」は、3,737 m²の除外です。

申出者は、申出地の北 400m にて店舗を営業しておりますが、売場面積が標準タイプより小さく、駐車場の台数も 21 台と足りない状態です。また県道■■■■号も拡幅が予定されており、駐車場がさらに削減されると、現店舗での営業が困難になると予想されるため、店舗の移転を含め考えております。現店舗を南側へ下げて対応することや、旧横手市内の複数の候補地を検討しましたが、必要な店舗面積および駐車台数を確保できないことや所有者と条件面で折り合いがつかないことなどから、当該地に移転する計画であります。

当該地は■■■■の近くであり、調剤薬局の併設も計画していることから、患者の利便性を配慮し、申請地を選定しております。当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完

	了後8年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。 協議案件は以上7件であります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	農業振興課の説明がありました。 この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。
6 番	「4 番」についてですが、[REDACTED]や施設整備などで多額の整備費用がかかるものと見込まれるが、市では資金面をしっかりと検討しているのかどうかっていうことと、住所が県外になっていますが、ここだけでなく他のところにも[REDACTED]を開業しているのか。その二点をお伺いします。
農業振興課	一点目の資金面を確認しているのかということですが、申し出に関して基本的に法人の方であれば、今までの収入がわかるものを提出していただいております。今回は新規の[REDACTED]で個人の申し出ではありますが、[REDACTED]の経営ということで、今回は所得がわかるものを提出していただいて、資金面を確認した上で内容を精査しておりますので、今のところ大丈夫だと思っております。二点目の住所が県外になっていることですが、住所は県外にありますが、特にチェーン店というわけではなく、今経営しているところで開業している状態で、横手と県外を行き来しており、住所は県外に置いているということです。以上です。
16 番	審議を経てこれらの案件については意見聴取ということで、農振除外の候補地の代替性について確認させていただきたいのですが、これにつきましては、その事業者からの候補地、これについて農業振興課で確認しているのですか。それともきちっと農業振興課としてそれ以外の候補地選定をしているのか。その候補地として妥当かどうかというところを検討しておられるのかどうか伺います。
農業振興課	審査の段階では、申し出者の方から複数の候補地を検討した結果、この候補地となった理由を記載していただき、その内容を確認しています。こちらから他の候補地を探すということはしておりません。申し出者も事業地を検討するにあたり条件を決めていると思いますので、あくまで申し出者が検討した候補地をこちらで確認しています。ただし、基本的には先に農振区域外の宅地を探していただいて、その後は農振区域内の宅地を探していただいて、それもない場合は農地という順序を追って選定していただく条件をつけております。それを全部確認した上で申出書を提出していただいておりますので、当方でも申し出者が検討した他の候補地では事業の達成ができないかどうかを判断して回答しております。以上です。
16 番	審査する場合は、申し出者の候補地だけではなくて、審査する側として図面等を見て候補地を提示し、それについて申し出者がどのような回答をするのかをしっかりと確認するべきだと思います。今までのやり方は

	正しくはないと思います。しっかり法令等を確認した上で審査をするべきだと思います。農業委員会として、農振除外等の農地は優良農地ですので、農業振興の観点から周囲の農地の状況や経営などを勘案したうえで候補地を選定するべきだと思いますので、きちっと確認した上で審議すべきだと思います。
農業振興課	ありがとうございます。当方でも今後課内で、審査の仕方や候補地の選定については、検討、改善していきたいと思います。
16 番	よろしくお願いします。ありがとうございました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 60 号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 60 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩します。
	(暫時休憩)
	【農業振興課職員 退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 7、「報告第 15 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 41 ページをご覧ください。報告件数は全部で 6 件となっております。横手地域局管内が 3 件、大森地域局管内が 1 件、十文字地域局管内が 1 件、大雄地域局管内が 1 件です。 はじめに「1 番」についてです。 照会地は、「 地区交流センター」から北西約 1.2 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は宅地、西側は農地、南側および東側は市道となっています。 土地の状況です。当該地は平成 5 年に高速道路に係る用地として分筆し買収された残地であります。当時、道路工事の残土置場として一時的に利用させ、その後、手をかけずに放置し現在に至るもので、転用許可の手続きはなかったようです。現在も全体が土盛りされ原野化しており、

農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、12月10日、堀江一彦委員、日野清和推進委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月11日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。

照会地は、「■■■■地区交流センター」から西約1kmに位置しています。隣接地の状況は、北側及び東側は田、西側は宅地、南側は市道となっています。

土地の状況です。当該地は作業所及び資材置場として平成18年11月に農地法5条による転用許可を受けておりましたが、申請者が地目変更登記の手続きをしていなかったようです。現在も整地された状態で、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、12月10日、堀江一彦委員、日野清和推進委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月11日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。

照会地は、「■■■■地区交流センター」から南西約600mに位置しています。隣接地の状況は、北側及び東側は宅地、南側は市道、西側は国道となっています。

土地の状況です。昭和48年頃に申請者の父親が当該地を倉庫敷地として整地し使用していました。転用許可が必要であることを認識しないまま建築してしまったものです。現在は倉庫が取り壊されていますが、広告看板の敷地としても使用されており、舗装された状態であるので「非農地」と判断しました。

現地調査は、12月25日、高橋馨委員、石山俊彦委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月26日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。

照会地は、「■■■■地区交流センター」から北東約350mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側・南側は法定外水路、西側は田となっています。

土地の状況です。平成元年頃に申請者は当該地を農業用倉庫及び資材置場として整地し、転用許可が必要であることを認識しないまま建築してしまったものです。現在も一部は舗装され農業用車庫として利用されていますので「非農地」と判断しました。

現地調査は、12月5日、高田恵律子委員、佐々木健明推進委員、齊藤久美子推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月9日付けで記載のとおり報告しています。

議案書42ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。

	照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から北西約 500mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は法定外水路、西側は宅地、南側は法定外道路となっています。 土地の状況です。申請地は、昭和 45 年に申請者の先代が分筆登記を行い、その後、隣の土地所有者と土地交換し現在に至るもので、駐車場の一部として利用されています。当時、転用許可が必要であることを認識していなかったようです。現在も舗装されており農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、12 月 12 日、高橋康弘委員、佐々木一誠委員、新山武委員と事務局で実施しています。 調査結果は、12 月 16 日付けで記載のとおり報告しています。 次に「6 番」についてです。 照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から南東約 1.5 k mに位置しています。隣接地の状況は、北側は畑、西側は法定外道路、東側及び南側は宅地となっています。 土地の状況です。昭和 49 年に申請者の亡き夫が居宅と物置小屋を建築しましたが、その際宅地の境界を越えて建築してしまい、物置小屋が申請地に一部含まれてしまったものです。よって、転用許可の手続きも無かったようです。現在も物置小屋として利用しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、12 月 19 日、小松田英人委員、小松高義推進委員、戸田靖推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、12 月 23 日付けで記載のとおり報告しています。 報告は、以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番	法務局からの事実関係の調査ということで、どのような形で行われるのでしょうか。
事務局	流れとしましては、法務局に地目変更申請が提出されて、田、畑からそれ以外の地目変更申請などで、本来であれば農地転用許可が添付されるべきところですが、それがいない状態で申請が出されたものについて、法務局から農業委員会へ現状の照会があったところです。
16 番	原則として、農業委員又は推進委員 3 名以上と職員による現地立ち合いが必要となっていますが、農業委員も推進委員も忙しいので人数をあくまでも原則とする通知に照らして運用の幅を緩やかにしていただきました

	いと思ひました。
事務局	通知文の内容を精査して、後ほどじっくり検討いたしたいと思ひます。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第 15 号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第 11 回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(11 時 02 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年1月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署 名 委 員 木 村 由美子 _____

署 名 委 員 佐々木 由紀子 _____